

別表（第2条、第3条関係）

単位：千円

1 事業所・施設等の種別 ※ 1		2 補助単価 ※ 2	3 補助対象経費
訪問介護事業所 ※ 3	集合住宅併設型（同一建物減算の算定がある事業所）	200	（１）介護サービスを一貫に継続するための対応 ・気候変動の影響による猛暑などの困難な事態においても介護サービスを継続するための対策に支出する費用
	上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数200回以下	300	
	上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下	400	
	上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数2,001回以上	500	
訪問入浴介護事業所		200	（２）災害備蓄等への対応 ・災害発生時にサービス提供体制を維持するために必要な設備・物品等を整備するために支出する費用
訪問看護事業所			
訪問リハビリテーション事業所			
通所介護事業所 ※ 3	1月あたり延べ利用者数300人以下	200	
	1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下	300	
	1月あたり延べ利用者数601人以上	400	
通所リハビリテーション事業所		200	
特定施設入居者生活介護 ※ 4			
福祉用具貸与事業所			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
夜間対応型訪問介護事業所			
地域密着型通所介護事業所			
認知症対応型通所介護事業所			
小規模多機能型居宅介護事業所			
認知症対応型共同生活介護事業所			
地域密着型特定施設入居者生活介護 ※ 4			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
居宅介護支援事業所			
介護老人福祉施設		6×定員数 (※ 5)	
介護老人保健施設			
介護医療院			
地域密着型介護老人福祉施設			
短期入所生活介護事業所			
養護老人ホーム			
軽費老人ホーム ※ 4			

※1 法令に基づき、県又は市町が許可若しくは指定等をし、又は設置若しくは事業開始の届出等を受理したものに限る。なお、空床利用型の事業所は交付対象外とし、空床利用型以外の介護保険法（平成9年法律第123号）第71条第1項及び第72条第1項により指定があったものとみなされている事業所は交付対象とする。

また、介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は交付対象外とし、当該事業の利用者数も補助単価の算定に当たっての利用者数に含まない。

- ※2 消費税及び地方消費税は、補助対象外とする。
- ※3 通所介護及び訪問介護の事業所規模は、原則令和7年4月サービス提供分から同年9月サービス提供分までの休業期間を含まない1か月平均とする。
当該期間にサービス提供実績がなく、令和7年10月1日から令和8年1月31日までにサービス提供実績がある事業所等は、サービスの提供をした全ての期間についての1か月平均とする。なお、令和7年4月1日から令和8年1月31日までにサービス提供実績が無い事業所等は、補助対象外とする。
- ※4 特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホームについては、軽費老人ホームとする。
- ※5 定員数は、令和7年4月1日現在の定員数とし、同月2日から令和8年1月31日までに新規開設した施設等は、開設時の定員数とする。